

**補償**

**経営所得安定対策  
農業の安定をサポート**

☎ まちづくり課農政係 ☎ 77-3917

経営所得安定対策に加入し、飼料用米や加工用米に取り組んだりすることで、さまざまな補助制度を受けることができます。近年続いている米の低価格化に備えるとともに、安定した農業経営を目指しましょう。

**米の直接支払交付金**

生産調整達成者に対して交付します。

■ 交付対象者

米の生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家・集落営農

■ 交付単価

7,500円/10a

■ 交付対象面積

主食用米の作付面積から自家消費米相当分として10aを差し引いた面積

**水田活用の直接支払交付金**

飼料用米などの作物を生産する農業者に対して交付します。

■ 交付対象者

水田で飼料用米・加工用米、麦などの作物を生産する販売農家・集落営農

■ 交付単価

生産する作物に応じて下記表のとおり交付

■ 交付対象面積

下記表の通り

**ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）**

対象となる作物の価格が下落した場合に収入を補てんする保険的制度です。

■ 対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

■ 対象作物

主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

■ 補てん内容

対象品目の販売収入の合計が過去5年間の標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の

積立金で補てんする。

経営所得安定対策交付申請  
書提出期限

6月30日(木)

**水田活用の直接支払交付金 交付対象面積一覧**

| 対象作物      | 交付単価   |
|-----------|--|
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ 55,000円～105,000円/10a<br>(標準収量(約9俵)で 80,000円) |
| WCS用稲     | 80,000円/10a  |
| 加工用米      | 20,000円/10a  |
| 麦、大豆、飼料作物 | 35,000円/10a  |

※昨年度も多くの方が飼料用米や加工用米に取り組み、補助金による安定した収入を確保することができました。

**住宅用太陽光発電  
設置費用を補助します**

☎ まちづくり課都市環境係  
☎ 77-3908

町では、住宅用太陽光発電システムを設置する方に設置費用の一部を補助しています。

■ 補助金額

1キロワットあたり20,000円

※上限70,000円(3.5キロワットまで)

■ 補助件数 年間20件(予定)

■ 補助対象

- ・町内に住所を有する方(発電システム設置完了時に住民登録をする場合を含む)
- ・町税などを滞納していない方
- ・自ら居住または居住を予定している町内の住宅に発電システムを設置する方

- ・発電した電力について電力会社と電力需給契約を締結する方

■ 申請方法 太陽光発電システムの設置工事の前に、関係書類を添付して、まちづくり課都市環境係へ申請してください。

い。

## 平成28年産たけのこ

# 出荷には手続きが必要です

☎ まちづくり課 農政係 ☎ 77 - 3917

芝山町産たけのこを出荷するためには、千葉県による町内3検体以上の出荷前検査を実施（4月1日完了予定）した後、生産者の方には次の手続きが必要となります。

### 各生産者に行っていただくこと

たけのこの出荷・販売を予定している生産者は、「たけのこ出荷可能生産者証明書」が必要です。次の手順をよく確認していただき、必ず町へたけのこ出荷の申請をしてください。

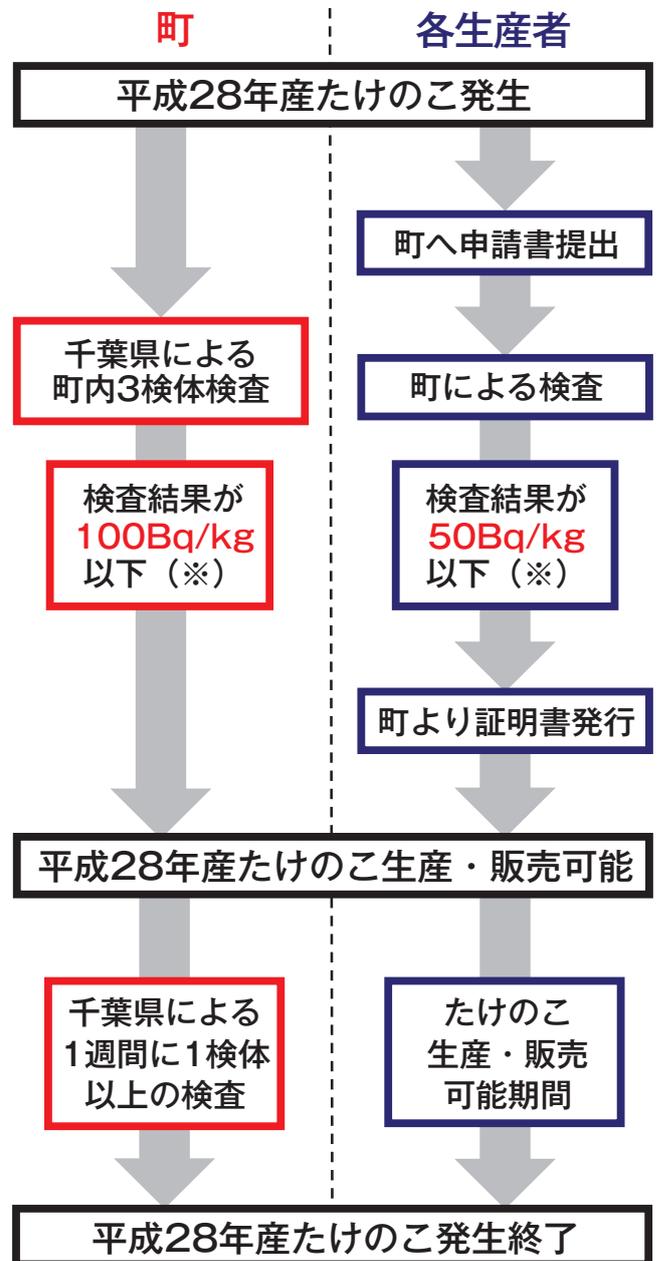
### 出荷の手順

- ① 農政係にたけのこを出荷する旨を申し出て（電話でも可）、申請の予約をとる。
- ② 自家のたけのこを農政係窓口を持参し、たけのこ出荷に係る申請書を記入（印鑑を忘れずを持参してください）。
- ③ 放射性物質検査器を使用して、持参したたけのこのサンプリング検査を実施。
- ④ 検査結果が50Bq/kg以下の場合、町より「たけのこ出荷可能生産者証明書」を発行。
- ⑤ 発行された「たけのこ出荷可能生産者証明書」を直売所などへ提示することで出荷が可能となります。

※ 町内でたけのこが出荷されている期間は千葉県による1週間1検体以上の定期検査を実施します。



## 平成28年産たけのこ 出荷・販売までの流れ



（※）検査に使用する機器が違うため、出荷可能とするための基準値が異なる。